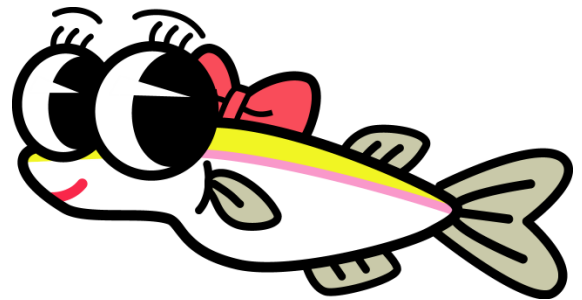


公共下水道事業

受益者負担金



汚れた水を処理する下水道は、市民生活をより健康的で豊かにする都市施設として欠くことのできないものです。そのため瀬戸市では、下水道を計画的に、できるかぎり早く整備ができるように取り組んでいます。

一日も早く公共下水道を整備し、健康な生活や良好な生活環境を維持・向上させるため、下水道整備にかかる費用の一部に使用している受益者負担金についてご理解ご協力をお願いいたします。

1 受益者負担金とは

受益者負担金は、下水道整備区域内に土地の権利をお持ちの方に、下水道整備にかかる費用の一部を負担していただくものです。

下水道が整備されることにより、その区域の公衆衛生の向上や生活環境の改善となり、未整備区域に比べ利便性や快適性が向上します。

しかし、下水道を利用できるのは、下水道が整備された区域内に土地の権利をお持ちの方にのみ特定されるため、下水道整備費を税金だけで賄おうとすると、未整備区域の方との間に負担の不公平が生じます。

そのため、下水道整備区域内に土地の権利をお持ちの方から、下水道整備費の一部をご負担いただくことにより、負担の公平を図るものです。

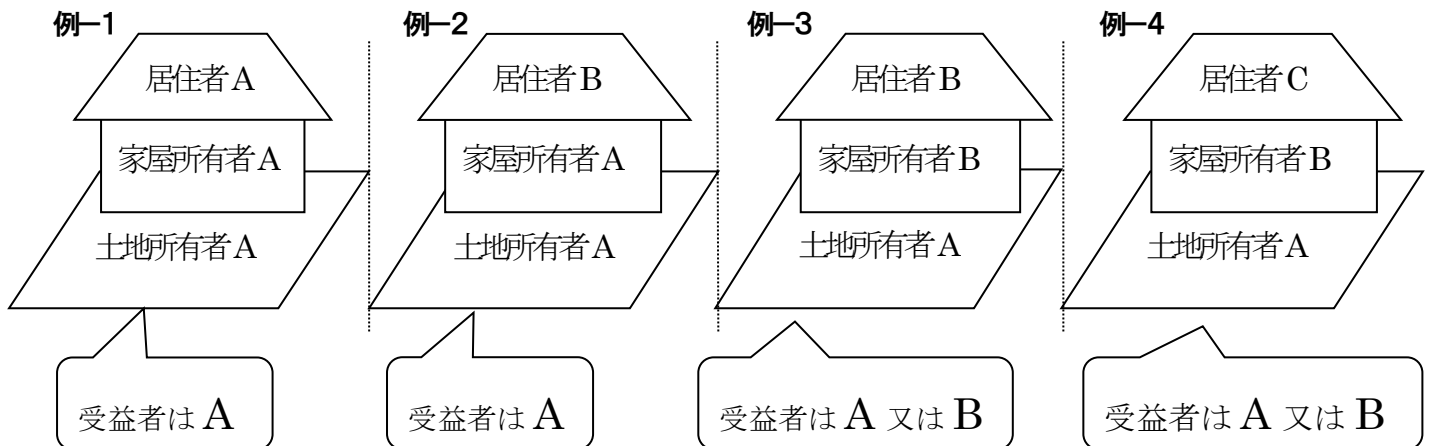
●賦課の根拠

都市計画法第75条に基づき定められた「瀬戸市下水道事業受益者負担金条例」によって賦課されます。

2 負担金を納めていただく人(受益者)は

新たに下水道が整備された区域内の土地に権利をお持ちの方です。

受益者は、おおむね次のようになります。



※ 借地等で土地の権利者が複数人存在する場合は、関係者間で協議して受益者を決めてください。ただし、借地等の土地権利者を受益者とする場合は、土地権利の存続期間が10年以上あることが条件となります。

3 受益者は必ず申告を

土地の所有者以外の土地の権利者（家屋の所有者など）が受益者となる場合があります。

そのため、皆さまからの申告により受益者を認定することとなります。

申告書等は4月中旬頃に郵送します。

● 申告がない場合……固定資産税土地課税台帳上の土地所有者を受益者として認定します。

4 負担金賦課の対象となる土地は

新たに下水道を整備した区域内の宅地・農地・山林や雑種地などすべての土地が対象となります。

※取付管を設置しない場合も対象となります。

5 負担金の額は

土地の面積に応じてかかります。1㎡あたり 600円（1坪あたり約2,000円）です。
その土地に対して1度限り賦課するものです。

例 所有地200㎡(約60坪)の場合

600円 × 200㎡ = 120,000円 (負担金総額)

120,000円 ÷ 5年 = 24,000円 (1年間の納付額)

24,000円 ÷ 4回 = 6,000円 (1期分の納付額)

6 負担金を納めていただく時期と方法は

5年間で年4回の20回で、納期限は原則として次のとおりです。

【納期限】

| | |
|-----|---------|
| 第1期 | 8月10日 |
| 第2期 | 10月10日 |
| 第3期 | 翌年1月10日 |
| 第4期 | 翌年3月10日 |

※ 納期限が土・日・祝日の場合は翌営業日になります。

納付方法には、金融機関や各支所・サービスセンターなどの窓口で直接納付する方法と、金融機関の口座からの引き落としによる口座振替の方法があります。

口座振替をご希望の際は、「口座振替依頼書」を下水道課または金融機関へご提出ください。

納期限を過ぎると延滞金が加算されます。場合によっては、国税滞納処分の例により処分が行われます。

7 前納報奨金をご利用ください

各年度の第1期（7月11日から8月10日まで）の納期限内に年度分を単位とし、一括して納付されますと前納報奨金が交付されます。（前納報奨金を差し引いた金額での納付になります。）

例 1期分の納付額が6,000円の場合(所有地200㎡で120,000円の受益者負担金の場合)

1年度分(6,000円×4期)一括納付 → 6,000円 × 0.051 = 300円 (報奨金限度額5万円)

2年度分(6,000円×8期)一括納付 → 6,000円 × 0.246 = 1,470円 (報奨金限度額10万円)

3年度分(6,000円×12期)一括納付 → 6,000円 × 0.585 = 3,510円 (報奨金限度額15万円)

4年度分(6,000円×16期)一括納付 → 6,000円 × 1.068 = 6,400円 (報奨金限度額20万円)

5年度分(6,000円×20期)一括納付 → 6,000円 × 1.695 = 10,170円 (報奨金限度額25万円)

※率は市条例で定められております。前納報奨金は、10円未満を切り捨てます。

納付書は7月中旬頃、郵送します。

前納報奨金制度のご利用を！



8 受益者を変更するには

売買などで名義を変更されても、自動的に受益者は変更されません。受益者を変更し、納付義務を新たな受益者に継承させる場合は、「下水道事業受益者負担金納付義務継承届」の提出が必要となりますので、下水道課までご連絡ください。

9 負担金の徴収猶予・減免

土地や受益者の状況により徴収猶予（一定期間負担金の納付を延期）や、減免（一定の割合で負担金を減額）を受けられる場合があります。

ただし、徴収猶予や減免の決定を受けた後にその理由が消滅した場合は、徴収猶予や減免の適用から外れることとなりますのでご注意ください。

受益者負担金徴収猶予基準表

| 徴収猶予の対象事項 | 徴収猶予期間 |
|-------------------------------------|---|
| 土地の現況地目が山林、原野、池沼、ため池及び雑種地である場合 | 2年以内（※ただし現況地目が山林、原野、池沼、ため池であり同一名義の一団の土地が1,000㎡を超える時は猶予期間終了時に土地利用をしておらず1,000㎡を超えている場合に限り2年以内の期間で猶予更新することができる。再更新する場合も同じ） |
| 土地の現況地目が農地である場合（990㎡以下） | 5年以内 |
| 土地の現況地目が農地である場合（990㎡を超える部分） | 10年以内（例 所有農地1,000㎡の場合、990㎡は5年以内、残り10㎡は10年以内） |
| 受益者が災害等により、負担金を納付することが困難であると認められる場合 | 5年以内 |
| 係争中の土地である場合 | 係争が解決し受益者の決定があるまで |
| 土地が生産緑地地区に指定された場合 | 生産緑地指定が解除されるまで |

受益者負担金減免基準表

※事前に土地の現況地目等を確認いたします。

| 減免の対象事項 | 減免率(%) |
|--------------------------------|--------|
| 公道、井溝、用悪水路、河川敷地（事業決定された予定地を含む） | 100 |
| 公園、児童遊園（事業決定された予定地を含む） | 100 |
| 国公立学校用地、私立学校用地 | 75 |
| 警察法務収容施設用地 | 75 |
| 社会福祉施設（国または地方公共団体） | 75 |
| 社会教育用用地（国または地方公共団体） | 75 |
| 一般庁舎用地（市役所、消防署、警察署等） | 50 |
| 病院用地（国または地方公共団体） | 25 |
| 公営企業用地 | 25 |
| 公の生活扶助を受けている受益者が所有する土地 | 100 |
| 墓地 | 100 |
| 境内地 | 50 |
| 消防団施設用地（消防用備品等の格納施設、防火水槽等） | 100 |
| 鉄道用地（駅前広場） | 100 |
| 鉄道用地（線路敷） | 75 |
| 鉄道用地（ホーム、駅舎） | 25 |
| 町内会等が運営管理する集会所用地 | 75 |